

資格・総合

ADR相談からみる

事業者のためのトラブル事例

傾向と対策

どのような業務・業態であってもお客様とのトラブルリスクがあります。不動産・建築業においても例外でなく、多くの事業者はコンプライアンスの整備など、トラブルを未然に防ぐための取り組みを行っていると思いますが、発生してしまったトラブルもあります。「」には、不動産事業者が直面してしまったトラブルのパターンと、その対策について紹介します。

一般社団法人日本不動産仲裁機構

2022年度に独立行政法人国民生活センターまで寄せられた敷金・原状回復に関するトラブル相談件数は1万2856件であり、賃貸住宅に関するトラブルの大きな割合を占めています。

「退去時に敷金が返還されない」「設備が自然損耗により壊れたのに修繕費用を請求された」というようなトラブルは一体なぜ多く発生しているのでしょうか。それは「敷金の存在は多くの人が知っているが、その位置付けや返還に関するルールが明確には理解されていない」といふに起因するでしょう。敷金に関する取り決めについての説明による壁紙の張り方があります。

替えは、入居者負担なのか大家の負担なのか。つまり、カレンダーを貼ることは「部屋の通常の使用の範囲内かどうか」がポイントとなつたのです。

このトラブル相談を受けた敷金の専門家であるA氏は当事者同士の話し合いの場を設けることを提案し、第三者としてその場に同席しました。

A氏は、敷金・原状回復のガイドラインによれば、「カレンダーを貼ることによってできたピンの跡は通常の使用範囲内とされている」ことを知っています。この説明を受けた家主は、多くの場合はいましがれていますが、入居者B氏に「あなたの生活にカレンダーは欠かせないものだったのか」を聞いたところ、B氏は「アミの日を忘れないためにカレンダーにチェックを入れていた」と話しました。これらは、決められたルールをしっかりと守ろうとしていた入居者の姿勢に理解を示し、ピン

の跡は「生活を送る上で必然的にできしたもの」として修繕負担を受け入れたのです。

【第11回】敷金に関するトラブル

の跡は「生活を送る上で必然的にできしたもの」として修繕負担を受け入れたのです。

この説明を受けた家主は、多くの場合で入居者の説明に理解を示し、その後持たれる話し合いの場でもスムーズに和解がなされるケースが多くなっています。トラブルの解決と共に、トラブルの未然防止といふものも不動産事業者の大きな役割ではないでしょうか。

